

浅口市耐震改修促進計画

令和 8 年 3 月

浅 口 市

目 次

第1	計画の概要	1
1	1 計画の目的	1
2	2 計画の背景等	1
3	3 計画の位置付け	2
4	4 計画の期間	2
5	5 耐震化を図る建築物	3
第2	想定される地震の規模、想定される被害の状況	5
1	1 想定される地震の規模	5
2	2 想定される被害の状況	19
第3	建築物の耐震化の現状と目標	22
1	1 住宅の現状と目標	22
2	2 特定建築物の現状と目標	24
3	3 耐震診断義務付け対象建築物の現状と目標	28
第4	建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	29
1	1 耐震化の課題	29
2	2 役割分担の考え方	29
3	3 施策の展開	30
第5	建築物の耐震化の促進に係る施策	32
1	1 安心して耐震化を行うことができるようにするための環境整備	32
2	2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	32
3	3 地震時の総合的な安全対策	34
4	4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	36
5	5 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項	39
6	6 地震に伴うがけ崩れ等による建築物被害の軽減対策	39
第6	建築物の耐震化に関する啓発及び知識の普及	40
1	1 地震ハザードマップ等の作成・公表	40
2	2 パンフレット等の配布、セミナー・講習会等の開催	40
3	3 地域の連携支援	40

4	耐震改修促進法への対応	40
5	木造住宅の安価な耐震改修工法(低コスト工法)	41
第7	耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導、勧告等の実施	42
1	耐震改修促進法に基づく指導等の実施	42
2	建築基準法に基づく指導、助言、勧告又は命令の実施	43
3	耐震改修促進法に基づく計画の認定等の実施	43
第8	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	45
1	計画推進のための体制	45
2	住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	45
3	指定・登録文化財等の歴史的建築物の耐震化の取組み	45
資料編		46
1	特定建築物の要件	47
2	緊急輸送道路及び避難所	49
3	災害に強い官公庁施設づくりガイドライン(抜粋)	53

第1 計画の概要

1 計画の目的

浅口市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の住宅及び建築物の耐震化の促進を図ることをもって、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とします。

2 計画の背景等

（1）計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われました。このうち地震による直接的な死者は5,502であり、さらにこの約9割にあたる4,831人の死因は住宅・建築物の倒壊等によるものであったとされています。

国は、この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）を平成7年10月に公布し、同年12月に施行しました。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城県内陸地震、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和4年3月の福島県沖地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。また、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じました。

このように、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況であり、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されており、本市においても甚大な被害をもたらすことが想定されています。

本市では、平成17年度改正耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づく「浅口市耐震改修促進計画」を平成20年3月に策定しました。その後、平成28年4月に本計画を改定し、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断の義務付けや、更なる耐震診断等の促進を図るための施策等を定めました。また、令和3年3月に緊急輸送道路沿道建築物に付属する塀等の耐震診断義務付けを含む改定を行い、令和7年度を目標年次として住宅・建築物の耐震化の取り組みを進めてきました。

(2) 建築物の耐震化の重要性

大地震の発生を阻止することは不可能ですが、大地震による人的、経済的被害を軽減することは可能です。

とりわけ、建築物の倒壊等の被害は、その倒壊等が人的被害を引き起こすだけでなく、①火災の発生、②多数の避難者の発生、③救助活動の妨げ、④がれきや廃材の大量発生等の、被害拡大及び事後対策の増大の要因であることが判明しています。

建築物の耐震化などの地震防災対策の充実・促進が何よりも重要であるという理由がここにあります。

3 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第5項に基づき、国の基本方針、及び岡山県耐震改修促進計画（平成19年1月策定、令和8年3月改定）を勘案し、策定しています。

本計画は、浅口市地域防災計画（平成19年3月策定、令和7年3月改定）との整合を図ります。

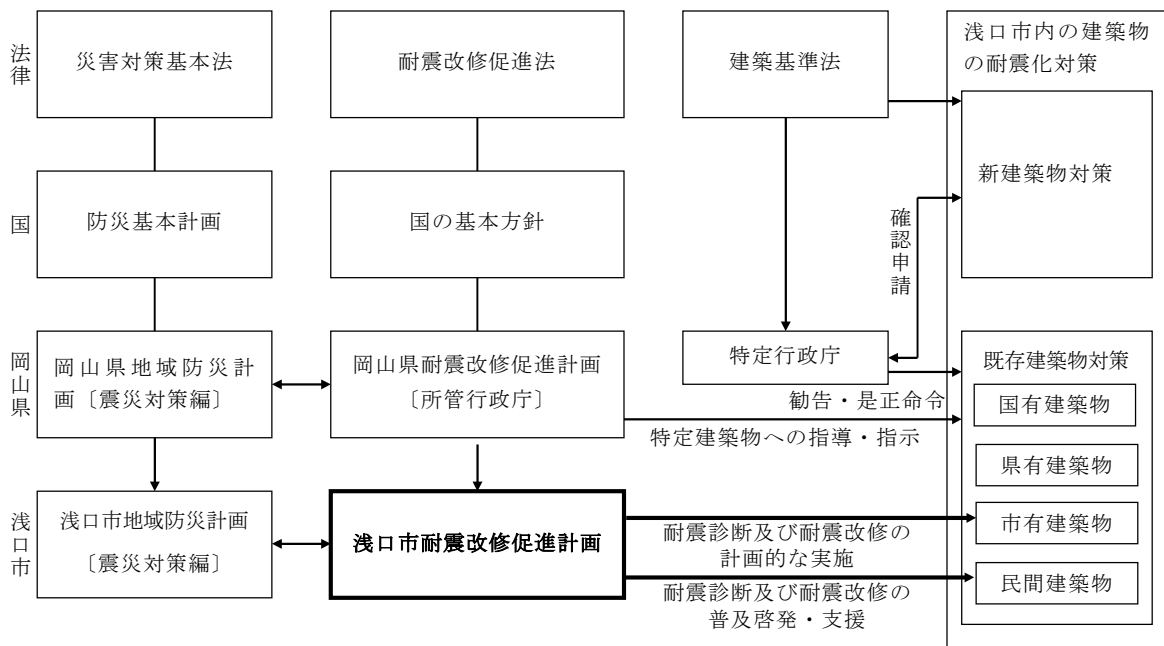


図1-1 本計画の位置付け

4 計画の期間

平成17年の耐震改修促進法の改正を受け、平成20年3月に本計画（目標年次：平成27年度）を策定し、これまで、平成28年4月（目標年次：令和2年度）、令和3年3月（目標年次：令和7年度）と、二度の改定を行い、市内の建築物の耐震診断と耐震改修の促進に取り組んできました。

この度、さらに本計画を見直し、令和12年度を目標年次とした令和8年度から5年間の建築物の耐震化に向けた取組方針を定めます。計画期間は、上位計画である岡山県耐震改修促進計画の計画期間が令和8年度から令和12年度までであることを踏まえて設定しています。

なお、本計画については、耐震化の進捗状況、事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて耐震化の目標等の見直しを行います。



図1-2 計画の期間

5 耐震化を図る建築物

市では、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない全ての「耐震強度が不足する建築物」の耐震化を促進します。

特に、昭和56年5月31日以前に着工した、次の①～⑤に掲げる建築物の耐震化に取り組めます。

① 住宅

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、市民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、災害発生時における道路の通行確保、救出活動、応急復旧活動の迅速化の観点からもその耐震化を積極的に促進します。

② 特定建築物（耐震改修促進法第14条第一号から第三号まで 資料編 表-1 参照）

本計画においては、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を、「特定建築物」とします。

特定建築物は、市庁舎等の防災上重要な建築物や、学校、事務所等の多数の者が利用する建築物等、次に掲げるものであり、地震により倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、強力に耐震化を促進します。

ア 多数の者が利用する建築物

イ 地震発生時に倒壊等により多大な被害につながるおそれがある危険物を取り扱う建築

物

ウ 地震発生時に倒壊した場合、通行を確保すべき道路を閉塞させることとなる沿道の建築物

③ 防災拠点となる公共建築物

地震時において災害応急対策活動の中心となる施設や避難所等の防災拠点となる公共建築物について、重点的に耐震化に取り組みます。

整備にあたっては、大規模地震後に機能継続が可能となるよう、「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」及び「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」を活用するものとし、「官公施設の総合耐震・対津波計画基準に係る岡山県の適用方針※」により、より高い耐震安全性を確保します。

※資料編 表—6 参照「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン(抜粋)」

【官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る岡山県の適用方針】

④ 要緊急安全確認大規模建築物

(耐震改修促進法附則第3条 資料編 表—1 参照)

耐震改修促進法の改正(平成25年11月施行)により、病院、店舗、ホテルなどの不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホームなどの避難に配慮を要する方が利用する建築物及び危険物を一定量以上貯蔵または処理している大規模な貯蔵場等のうち大規模なものについては、平成27年末までに耐震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとされています。

県と連携して指導・助言等を適切に行い、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進します。

⑤ 要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進法第5・6・7条 資料編 表—1 参照)

都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された下記建築物は、所管行政庁が定めた期限までに耐震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとされています。

ア 大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物(法第7条第一号)

イ 耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要な、相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路等の沿道建築物(法第7条第二号(令第4条第一号の建築物、同条第二号の組積造の塀))

(※ア、イを総称して要安全確認計画記載建築物という。)

県と連携して、これらの建築物の耐震化についても促進します。

第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況

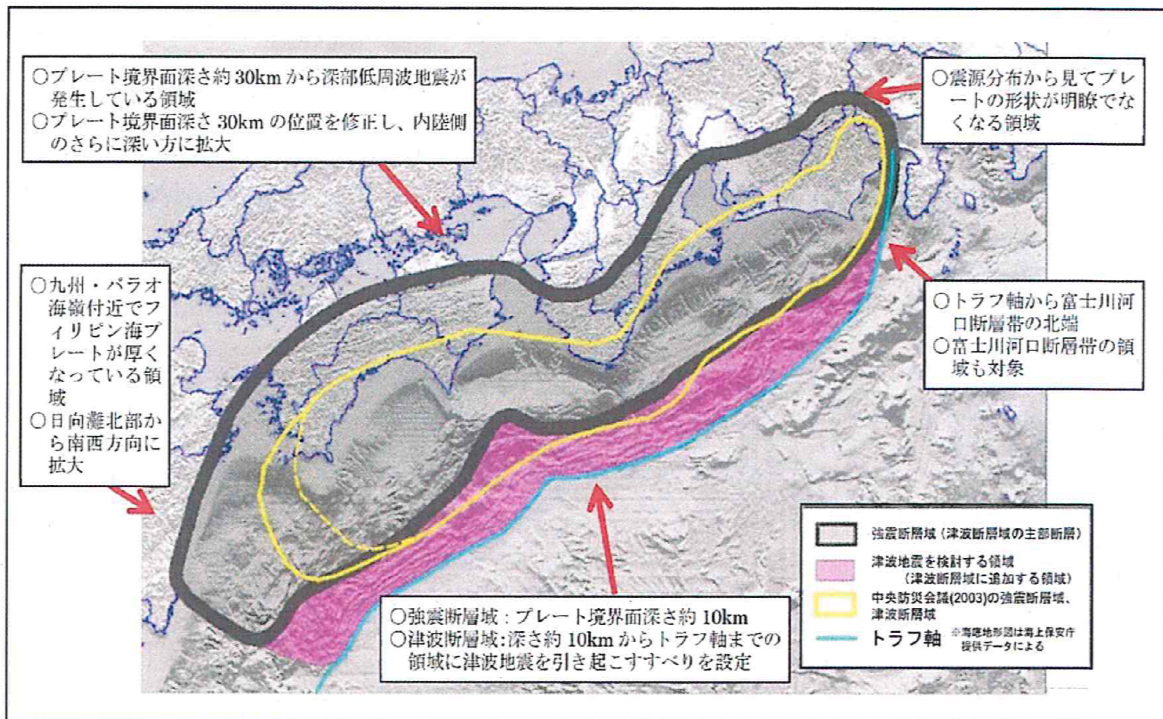
1 想定される地震の規模

岡山県及び浅口市の地震防災対策上重要と考えられる大規模な地震として、(1) 南海トラフ巨大地震、(2) 断層を震源とする断層型地震があります。

本計画で想定する地震は(1)、(2)の両方で、想定される地震の規模、想定される被害の状況は以下のとおりです。

(1) 南海トラフ巨大地震

① 想定される地震の規模

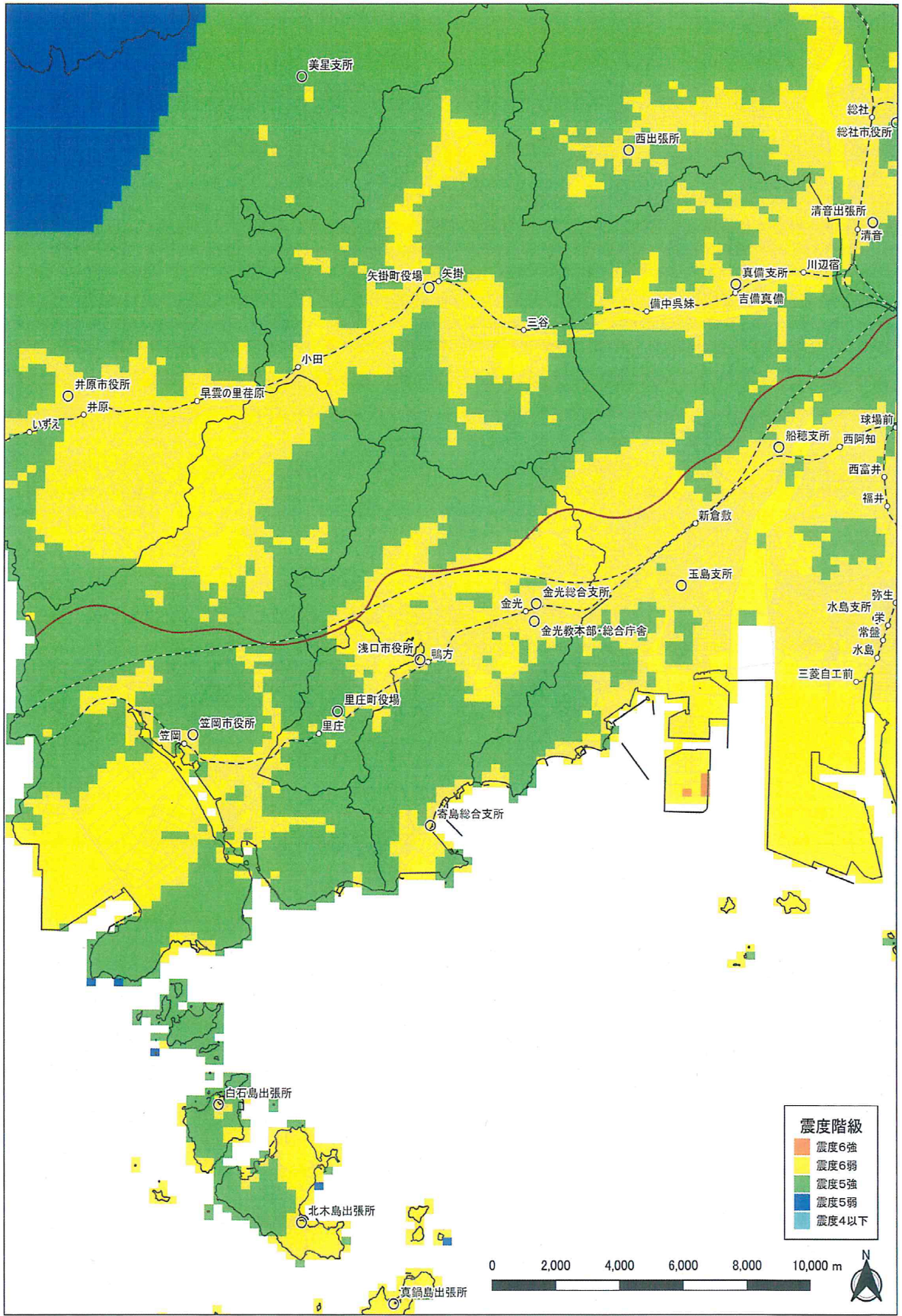


南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 地震モデル報告書（令和7年3月31日公表）より抜粋
図2-1 南海トラフ巨大地震 想定震源断層域

表2-2 南海トラフ巨大地震 市町村別最大震度【岡山県想定】

震度6強	岡山市（南区）、倉敷市	2市
震度6弱	岡山市（北区、中区、東区）、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、 浅口市 、和気町、早島町、里庄町、矢掛町	9市4町
震度5強	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町	5市4町 1村
震度5弱	鏡野町、奈義町、西粟倉村	2町1村

② 南海トラフ巨大地震 震度分布図【岡山県想定】 図2-3



岡山県危機管理課 令和3年2月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の国土基本情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7Jhs 459）
 また、国土交通省の国土数値情報（行政区画、鉄道データ、高速道路時系列データ）を使用した。